

オンライン利用率引上げの基本計画（令和2年12月4日）

省庁名	中小企業庁
対象事業名	経営力向上計画申請

1. 対象手続一覧（一連の流れで必要になる手続、関連性のある手続等も含めて記載）

手続 ID (行政手 続の棚卸 結果)	所管部署名	手続名	手続の種類 (主体⇒受け手)	総手続件数 (令和元年 度)	オンライン 利用率(令 和元年度)	オンライン利 用率目 標※	取組期間 (達成期 限) ※
26497	事業環境部企画課	経営力向上計画の申請	申請・認定 (中小企業者等⇒国⇒ 中小企業者等)	7,259 件	0.2%	100%	令和 4 年 度まで
26735	事業環境部企画課	経営力向上計画の変更申請	申請・認定 (中小企業者等⇒国⇒ 中小企業者等)	12,946 件	—	100%	令和 4 年 度まで

※オンライン利用率目標の設定は主要手続のみとする

2. 対象事業の概要（事業者目線で End-to-End で記載。別途ポンチ絵を作成）

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、国が定めた事業分野ごとの生産性向上に関する指針に沿って中小企業者等が自社の生産性を向上させるための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した計画を策定し、日本標準産業分類に定める業種を所管する主

務大臣宛てに計画申請書を提出するものである。認定を受けた中小事業者等は、税制措置や金融措置等の支援制度を利用することが可能となる。

3. 対象事業のオンライン化の状況(オンラインで完結しない場合は、その内容を具体的に記載)

※オンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載

令和2年4月より、経営力向上計画申請プラットフォームにて、経済産業省単管分については、中小企業者等が経営力向上計画申請書(新規・変更)を作成し、データ化された必要な証明書類等を添付し電子申請を行い、審査側が経営力向上計画申請プラットフォームにて審査し(補正があればプラットフォーム上で指示)、認定手続を行う仕組みを導入済み。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	<ul style="list-style-type: none">・経営力向上計画の申請・経営力向上計画の変更申請
-----	---

各手続の概要	<p>【概要】</p> <p>中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、国が定めた事業分野ごとの生産性向上に関する指針に沿って中小企業者等が、自社の生産性を向上させるための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した計画を策定し、日本標準産業分類に定める業種を所管する主務大臣宛てに計画申請書を提出するものである。認定を受けた中小事業者等は、税制措置や金融措置等の支援制度を利用することが可能となる。</p>
	<p>【年間手続件数（令和元年度）、オンライン利用率（令和元年度を含む過去5年間）】</p> <ul style="list-style-type: none">・経営力向上計画新規申請 <p>手続件数：7,259件（経済産業省単管案件に限る。）</p> <p>オンライン率：</p> <p>平成28年度（制度開始時期）…オンライン非対応</p> <p>平成29年度…e-Gov※によるオンライン利用率 0.1%</p> <p>平成30年度…e-Gov※によるオンライン利用率 0.1%</p> <p>平成31年度（令和元年度）…e-Gov※によるオンライン利用率 0.2%</p> <p>※ 経済産業省単管案件かつ新規申請のみ対応</p> <ul style="list-style-type: none">・経営力向上計画変更申請 <p>手続件数：12,946件（経済産業省単管案件に限る。）</p> <p>令和元年度まで、オンライン非対応</p> <p>◎令和2年4月より、経済産業省において、経営力向上計画申請プラットフォームによる経営力向上計画（新規・変更）のオンライン化を実施済。</p>

オンライン利用率目標・取組期間と設定の考え方 (主要な手續について目標設定)※ 調査中の場合でも想定目標値を記載	【目標】(目標にするオンライン利用率の定義も明記) オンライン利用率 100%※ (経営力向上計画の申請) オンライン利用率 100%※ (経営力向上計画の変更申請) <u>オンライン利用率=経済産業省単管の電子認定件数/経済産業省単管の全認定件数(業種が経済産業省単管案件と明確に把握できる案件に限る。)</u>	
	【取組期間(達成期限)】 ・令和 4 年度まで	
	【目標・期間設定の考え方】 電子申請の件数が現状低い状態であるが、令和 4 年度までに電子申請できる案件については紙申請を撤廃し、原則電子化を目指す。目標に向けて、令和 3 年度、申請者への電子申請のメリット等を見える化し周知を図る。	
オンライン利用率を引き上げるまでの課題と課題解決のためのアクションプラン① ※オンライン化未実施	課題	令和 2 年 4 月から開始した電子申請のオンライン化率が低いところ、制度の周知不足や電子化対応を苦手とする層が少なからず存在することが考えられることから、申請者への電子申請の周知、及び、電子化に苦手意識のある方へのサポート体制の構築を実施。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和 3 年 9 月末までに、新たに作成した電子申請制度案内にかかる 11 の関係省庁・申請をサポートする経営革新等支援機関（商工会議所等）や証明書を発行する団体の HP 等への掲載件数を 50 件にする。 【KPI の定義】掲載件数＝掲載する機関数
	アクションプラン a	【取組内容】 経済産業省内で電子申請の方法等について動画を作成

の場合は、オンライン化に向けた課題とアクションプランを記載		【取組期限（期間）】令和3年1月中
	アクションプラン b	<p>【取組内容】</p> <p>作成した動画を関係省庁及び関係機関のHP掲載依頼。</p> <p>中小企業庁内のHPの経営力向上計画制度の案内ページにおいて、紙での申請ではなく電子申請が全面に目立つように掲載を変更。</p>
		【取組期限（期間）】令和3年3月末まで
	アクションプラン c	<p>【取組内容】</p> <p>経営力向上計画申請サポートする関係機関と調整し、申請者へ電子申請を促し、申請者の電子申請のサポートを行う体制を構築。</p>
オンライン利用率を引き上げるまでの課題と課題解決のためのアクションプラン②	課題	<p>現在、HP上には紙申請を前提とした内容となっており、電子申請につながりにくい見え方となっている。</p> <p>そのため、原則電子申請であるようにHP上の記載を変更する。</p>
	中間KPI	【目標】令和3年7月末までに中小企業庁のHP上の記載方法を原則電子申請とした内容に変更する。
		【KPIの定義】中小企業庁のHP上に原則電子申請とした内容に変更する。
	アクションプラン a	【取組内容】
		電子申請を促すよう、中小企業庁のHPの記載方法を見直す。
		【取組期限（期間）】令和3年6月末まで

	アクション プラン b	<p>【取組内容】 審査担当である各地方経済産業局等に説明し、各地方経済産業局等の HP 上においても原則電子申請とした内容に記載方法に変更を促す。</p> <p>【取組期限（期間）】令和 3 年 10 月末まで</p>
オンライン利用率を引き上げる上で課題と課題解決のためのアクションプラン③	課題	<p>申請者にとって、システムの使い勝手が悪い点があることで、申請までに時間を要し、電子申請へのメリットを見いだせず紙申請に移行することがある。</p> <p>また、審査側にとってもシステム上の不具合があり、審査の迅速化が妨げられる。</p> <p>そのため、申請側及び審査側のニーズを把握し、利便性のあるシステム改修を実施。</p>
	中間 KPI	<p>【目標】令和 3 年 10 月末までにシステムの使用感に関するアンケートにおいて、操作方法満足度を現状の 60%から 70%にする。</p> <p>【KPI の定義】操作方法満足度 = 「簡単」「やや簡単」の選択数/全アンケート回答数</p>
	アクション プラン a	<p>【取組内容】 システムの使用感に関するアンケートをもとに、改修すべき部分を把握したうえで優先順位をつけて改修を行う。</p> <p>【取組期限（期間）】令和 3 年 9 月末まで</p>
	アクション プラン b	<p>【取組内容】 審査担当者から改修すべき点等の意見を集約し、優先順位をつけて改修を行う。</p> <p>【取組期限（期間）】令和 4 年 3 月末まで</p>

5. スコアカードの作成と公表方法

- ・経済産業省の HP にてスコアカードを公表する。

6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期

- ・1 年に 1 回、政府 CIO 補佐官、ベンダー、利用者目線でのチェックができる事業者団体等の外部の第三者を選定し、計画の進捗状況やシステムの利便性の向上に向けた改善点等についてのチェックや意見照会を行う。

7. 基本計画の見直し

- ・第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。